

返戻金制度に関する事項

事業者名：株式会社キャリアインターナショナル

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-040264

当社は、職業安定法第 32 条の 16 第 3 項に基づき、返戻金制度に関する事項を以下のとおり定めます。

1. 返戻金制度の有無

有

2. 返戻金制度の内容

当社の紹介により就職した者が、入社日から 6 か月以内に以下のいずれかの事由により退職した場合、求人者より受領した紹介手数料の一部を、退職時期に応じて下表の割合で返戻いたします。

- ・ 本人の自己都合による退職
- ・ 本人の責めに帰すべき事由による解雇

入社日から退職日までの期間	返戻金の額
3 か月未満	紹介手数料の 50%
3 か月以上	返戻なし

3. 返戻金の適用除外

次のいずれかに該当する場合は、返戻金の対象外とします。

- ① 求人者の都合による解雇、退職勧奨、又は雇止めによる退職の場合
- ② 求人者が求人申込み時に明示した労働条件と実際の労働条件が異なることを理由とする退職の場合

- ③ 求人者における賃金未払い、ハラスメント、法令違反その他求人者の責めに帰すべき事由による退職の場合
- ④ 紹介手数料が所定の支払期限までに支払われていない場合
- ⑤ 下記「4. 返戻手続き」に定める期限内に通知がなかった場合

4. 返戻手続き

- ① 求人者は、対象者の退職の事実が判明した日から【14 日】以内に、当社所定の書面又は電子メールにより当社へ通知するものとします。
- ② 当社は、通知内容を確認のうえ、通知を受領した日の属する月の【翌月末日】までに、求人者の指定する銀行口座へ返戻金を振り込みます。振込手数料は当社の負担とします。
- ③ 返戻金の額は、受領した紹介手数料（消費税別）を基準に算定し、別途消費税相当額を加算します。

5. その他

- ① 返戻金制度は、1 件の紹介につき 1 回限り適用します。
- ② 求人者と当社の間で締結する職業紹介契約書において別段の定めをした場合は、当該契約の定めによるものとします。

制定日：2026 年 1 月 7 日